

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額分等請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

2025（令和7）年5月30日

弁論の更新に当たっての書面

名古屋地方裁判所 民事第1部 合議口C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水野幹男



同 北村 栄



同 新海 聡



同 岩井 羊一



ほか

我々弁護団は、弁論更新されたこの期日にあたって、新たにこの事件を担当することになった裁判官に対し、再度、本件のポイントを訴状を要約する形で説明を致します。

請求の趣旨は、以下のとおりです。

まず、国は、竹内さんに対し、238万7535円及びこれに対する令和6年4月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

そして、訴訟費用は国の負担とする。です。

請求の原因は、以下のとおりです。

請求の前提として、竹内さんの経歴等を主張します。

竹内さんは、司法修習（３９期）を修了し、１９８７年４月に弁護士登録し、名古屋市内の法律事務所に所属して１６年間弁護士として活動しました。

その間の主要な担当事件分野は、前半は労働事件の労働者側代理人、後半は市民オンブズマン活動であったため、労働者の権利や行政の不正には強い問題意識を有しています。

竹内さんは、中部弁護士会連合会の推薦を受け、２００３年４月１日、弁護士任官制度によって、憲法８０条１項に基づいて内閣から判事に任命されました。

その後、同年４月からの東京高等裁判所を皮切りに全国各地の裁判所に勤務した後、津地方裁判所民事部総括を最後に２０２５年３月末で依願退官しております。

竹内さんは裁判官としての３つの自主的活動に取り組んでおりました。

まず、日本裁判官ネットワークのメンバーとしての活動です。

竹内さんは、日本裁判官ネットワークの中心的メンバーとして、裁判官の自主性と自律性に基づく個人の活動に寄与してきました。

次に、ブログ（弁護士任官どどいつ集）による裁判所外部への発信です。

竹内さんは、「弁護士任官どどいつ集」としてブログを続け、実名で裁判所外部に発信をしてきました。

３つめは、著作『裁判官の良心』とはなにかの発刊です。

竹内さんは、裁判官に任官して以来、憲法７６条３項にいう「裁判

官の良心」とはなにかを突き詰めて考え、「裁判官の良心」を自ら体現する裁判をしようと努めてきました。その体験を踏まえ、弁護士任官裁判官の市民に対する報告書として、2024年6月5月29日に、著作『裁判官の良心』とはなにか」を出版しました。

今回問題となっている竹内さんの裁判官としての報酬に言及すると、

竹内さんの裁判官としての報酬は、任官時は同期と同様に判事5号とされ、任官後2年を経て同期と同様に判事4号に昇給しました。

さらに、任官後12年目の2014年4月に大分地方裁判所の部総括裁判官に指名されるのと同時に判事3号に昇給しましたが、その後は同期に遅れ、退官まで昇給されませんでした。

竹内さんから国に対する請求の第1の根拠として、地域手当の支給割合の減少による報酬減額分請求権の主張をします。

一般に、裁判官は、昇給がされないまま大都市の裁判所から中小都市の裁判所への異動に応じると、「報酬」（ここでいう「報酬」は、支給名目を問わず、後記のとおり憲法第80条2項に規定された報酬をいいます。）が減額されます。これは、適用される地域手当の支給割合が下がるからです。

竹内さんは、大阪高等裁判所に勤務していた当時の地域手当の支給割合である16%がその後も適用されたと仮定した場合、上記「報酬」月額・賞与から合計238万7535円が減額されました。

国家公務員の地域手当は、他の諸手当の様に一定額あるいは当該国家公務員の個別的事情に基づいて具体的に算出された手当の額を支給するものとは異なり、当該公務員の居住地とは無関係に、細分された勤務地の市区町村ごとの級地区分により定められた一定割合を基本給に加算して支給するものですが、地域手当を支給する市区

町村の級地区分及び支給割合等の設定は合理性が乏しいものと言わざるを得ません。

例えば、都市部において高額とされる住居費については、住居手当を支給することにより別途考慮されており、食費に代表される生活費については、買物に要する交通費等を考慮に入れると、現時点で都市部の方が地方よりも高額であると一概にいえるのかも、甚だ疑問です。

さらに、支給割合の特に高い市区町村の設定には明らかに不自然な部分があります。東京都特別区が1級地とされることはともかく、2級地には財務省管轄の税務大学校が存在する和光市が名を連ねています。全体的に、中央官庁の主要な出先機関がある都市が高い支給割合となっている傾向があり、何らかの統計不正により恣意的に設定されたのではないかと疑われてもやむを得ないほど不自然さが目立ちます。

そもそも、国家公務員は、全国津々浦々の勤務地に異動を命じられることがあり得る職種であるにもかかわらず、このような不合理な地域手当の設定により給与に多額の格差を設けることは「同一労働同一賃金」の原則に反し、勤務地による不合理な差別として憲法14条の「法の下での平等」に違反するものです。

また、国家公務員の地域手当は、地方公務員のラスパイレス指数の算出において補正に用いられ、地方交付税交付金の額に影響するため、各地方公共団体が定める地方公務員の地域手当にほぼ連動し、公定価格（看護・介護・保育等）等にも連動します。

そして、地方公務員の給与水準は、その地方の民間企業の賃金水準に大きな影響をもたらし、ひいては都道府県別の最低賃金に見られる現状の格差を生む原因となっています。

したがって、地域手当は、地域手当が支給されない、あるいは支給割合の低い地方に勤務する国家公務員の給与を不合理に差別的に設定するものであって、全体として不可分一体をなすものとして、違憲・違法です。

このように、我々は地域手当自体が違憲・違法だと考えていますが、特に裁判官に地域手当を適用することは違憲・違法であると主張します。

憲法 80 条 2 項は、裁判官の身分保障の一環として、裁判官の報酬は在任中減額されないと保障しています。

人事院は、2005 年（平成 17）年 8 月 15 日の給与勧告において、その対象となる一般職の非現業国家公務員の俸給表水準を全体として平均 4.8% 引き下げるのと同時に、民間賃金が高い地域には 3%～18%（従来の調整手当は最も高い地域で 12% であった。）の地域手当を支給するとの勧告をしました。

地域手当はこのように、俸給の減額と引換えにその導入を受け入れたものですから、地域手当はその導入の経緯に照らしても実質的には報酬であるというべきです。なお、その後、地域手当の支給割合は、2015 年（平成 27 年）4 月 1 日から施行された改正により、最も高い地域で 20% となりました。

例えば上記報酬月額が 100 万円を超えるような高位高官においては、東京都特別区の裁判所で勤務してさえいれば、地域手当が支給されない裁判官と比較して月額で 20 万円以上の地域手当の支給を受けることになります。

加えて、「裁判官の報酬以外の給与に関する規則」12 条（期末手当）3 項によれば、期末手当基礎額には地域手当も加算されることから、地域手当の支給の有無及び支給割合による格差は極めて大き

いものになります。

このような高率・高額で、居住地ではなく勤務地の支給割合によって一律に支給される地域手当は、少なくとも裁判官については、およその他の諸手当と同列に論じることができないものであるから、号俸と地域手当との合計が憲法80条2項にいう裁判官の「報酬」に該当するものと解すべきです。

そのため、地域手当の支給割合の差異を理由として上記「報酬」を減額することは、少なくとも裁判官に適用する限りにおいて憲法80条2項及び裁判所法48条に違反します。

よって、原告は、被告国に対し、上記減額分の報酬合計238万7535円について、裁判官として報酬請求権を有するので、行政訴訟としての実質的当事者訴訟として本件訴訟を提起します。

竹内さんから国に対する請求の第2の根拠として、竹内さんに対する昇格・昇給差別の違憲・違法性の主張をします。

竹内さんは、司法修習39期の弁護士任官者であり、最高裁判所は弁護士任官者についてもキャリア裁判官と同等の処遇をすると約束しています。

そして、竹内さんと同期の現職裁判官19人のうち竹内さん及び年齢が最も若い1人を除く全員（弁護士任官者2名を含む。）が、高等裁判所長官、高等裁判所部総括裁判官、司法研修所・地方裁判所・家庭裁判所の所長に昇格しています（なお、その他100人以上の高等裁判所部総括裁判官、地方裁判所・家庭裁判所の所長には、40期以降の判事が就任しています。）。

ところが、竹内さんは津地方裁判所の部総括裁判官として、本訴提起日現在、異例の4年目の勤務を命じられており、昇格を妨げら

れていることは、不合理な昇格差別です。

また、上記の昇格状況によれば、竹内さんと同期の現職裁判官のほぼ全員が判事1号の報酬に昇給していると推認されます。

ところが、竹内さんは、2014年4月に判事3号に昇給して以来10年間昇級がなく、未だに判事1号はおろか、判事2号にすら昇給されないという処遇を受けており、これは不合理な昇給差別です。

ちなみに、2023年7月1日現在の判事1号は128人、判事2号は171人で、合計299人です。他方、原告と同期以上の現職判事（最高裁判所裁判官及び高等裁判所長官を含まない。）は、2024年6月時点で、36期1人、37期5人、38期11人、39期17人の合計34人しかいないのですから、原告は40期以降の判事265人程度に昇給でも追い越されていることになります。

上記の竹内さんに対する極端に差別的な処遇について、最高裁判所や所属裁判所の長等から原告に対して何らの説明もなされていないし、竹内さんは「裁判官の人事評価に関する規則」に基づいて原告に開示された評価書においても、上記の原告に対する差別的処遇を正当化する様な低い評価を受けたことはありません。

そうすると、上記昇格差別、昇給差別は、原告が日本裁判官ネットワークの中心的メンバーとして活動していること、2006年3月から実名でブログ「弁護士任官どどいつ集」等による裁判所外部への発信を続けていること等の竹内さんの裁判官としての自主的活動を理由とするものであることが明らかです。

よって、竹内さんに対する上記昇格差別、昇給差別は、故意又は過失による憲法14条に違反する違憲・違法な行為であるから、竹内さんは、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、これによって

竹内さんに生じた損害の賠償を請求します。

この請求は、上記の実質的当事者訴訟の請求の関連請求として、行政事件訴訟法 41 条 2 項により準用される同法 16 条 1 項に基づいて、選択的請求として併合提起するものです。

最後に　まとめですが

よって、竹内さんは、国に対し、選択的に、裁判官報酬請求権又は国家賠償請求権に基づき、上記減額分に相当する金額 238 万 7535 円及びこれに対する本訴提起の対象期間の最後の報酬の支給日の後の日である 2024 年 4 月 1 日から支払済みまで、民法所定の年 3% の割合による遅延損害金の支払を求めます。

以上